

## 交通誘導システム等を活用した費用計上方法について

交通誘導警備員の高齢化、就業者不足等により、地域や時期によっては交通誘導警備員の確保が困難な状況が見受けられていることから、交通誘導警備員の代替として映像解析A Iによる交通誘導システムや無線遠隔操作式工事用信号機、時間短縮機能付き工事用信号機など（以下、「交通誘導システム等」という。）を活用する場合の費用計上について、必要事項を定める。

### 1 対象工事

「土木工事標準積算基準書」及び「積算基準書（港湾・漁港編）」等を適用する全ての工事で、交通誘導警備員の確保が困難な工事を対象とする。

### 2 活用方法

交通誘導システム等は、道路管理者及び所管警察署長と協議をした上で、交通の安全と円滑な流れが確保される場合に限り、活用することができる。

受注者は、交通規制に交通誘導システム等を活用する場合は、所管警察署長への道路使用許可申請において、使用する交通誘導システム等及び交通誘導警備員の配置等について、許可を得ること。

### 3 積算方法

- (1) 交通誘導システム等の費用は、共通仮設費（安全費）に見積りにて積み上げ計上する。
- (2) 仮設信号等の共通仮設費率分に含まれる安全施設の代替として、交通誘導システム等が採用された場合、交通誘導システム等の見積りから代替となる安全施設費用を控除した費用を、共通仮設費（安全費）に積み上げ計上する。

なお、代替となる安全施設費用についても、見積りにて算出できるものとする。

- (3) 交通誘導システム等を操作するために、オペレーターを配置する場合は、必要人数を直接工事費の仮設工（交通誘導警備員）に積み上げ計上する。

オペレーターにかかる費用は、交通誘導警備員Bを基本として計上する。

ただし、道路管理者又は所管警察署長より、交通誘導警備業務に係る検定合格警備員の配置を指示されている場合は、交通誘導警備員Aを基本として計上する。

### 4 その他

ここに定めのない事項については、受発注者協議により定めるものとする。

### 5 適用年月日

令和8年6月3日以降に契約する工事に適用するものとする。

ただし、既契約の工事への適用も可能とする。